

「神戸市女性のつながりサポート事業（相談支援業務）」委託にかかる実施要領 （公募型プロポーザル）

1 業務の名称

神戸市女性のつながりサポート事業（相談支援業務）

2 業務の概要

（1）業務内容

別紙「神戸市女性のつながりサポート事業（相談支援業務）」仕様書のとおり

（2）委託契約期間

契約締結日から2027年3月31日

（3）履行場所

神戸市中央区橋通3-4-3 神戸市男女共同参画センター

（4）事業規模（契約上限金額）

金3,650,000円（消費税・地方消費税含む）

ただし、生理用品購入・配送代の上限額は1,150,000円（消費税・地方消費税含む）、相談会の費用の上限額は2,500,000円（消費税・地方消費税含む）とし、相互の流用は不可とする。

委託事業完了後、委託料を精算する。

（5）費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、神戸市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

（2）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。ただし、希望する場合は、事前に本市と協議の上、受託者の請求に基づき前金払を行う。

（3）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（4）契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

（5）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 公募開始 | 2026 年 4 月 10 日（金曜） |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 2026 年 5 月 8 日（金曜）17 時 |
| (3) 質問受付締切 | 2026 年 5 月 8 日（金曜）17 時 |
| (4) 質問に対する回答 | 2026 年 5 月 15 日（金曜）予定 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 2026 年 5 月 29 日（金曜）17 時 |
| (6) 選定委員会（プレゼンテーション審査） | 2026 年 6 月上旬 予定 |
| (7) 選定結果通知 | 2026 年 6 月上旬 予定 |
| (8) 契約締結・事業開始日 | 2026 年 6 月中旬 予定 |
| (9) 事業完了 | 2027 年 3 月 31 日（水曜） |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

ア 受付期間

2026 年 5 月 8 日（金曜）17 時まで

イ 提出書類

- ① 応募登録申込書（様式 1 号）
- ② 提案者概要（様式 2 号）
- ③ 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式 3 号）
- ④ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第 4 号）
- ⑤ 添付書類

・ 登記簿謄本（提出の日において発行から 3 ヶ月以内のもの）

※ 法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類

・ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近 1 年分）

※ 未納がないことが証明できる納税証明書によること。非課税で納税証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

ウ 提出方法

電子メールに添付して本要領「10」の提出先に送信すること（PDF 形式）。件名は「神戸市女性のつながりサポート事業（相談支援業務）」とすること。

エ 参加資格

提出資料を審査の上、参加資格がない者に対してのみ、その旨を電子メールで通知する。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

2026年5月8日（金曜）17時まで

イ 提出方法

質問票（様式第5号）に質問事項を記入し、本要領「10」の提出先に電子メールで提出すること。

ウ 回答

2026年5月15日（金曜）までに、応募者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて送信する。事実関係の確認など、回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。なお、質問した事業者名は公表しない。

エ 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(3) 企画提案書等の提出

ア 受付期間 2026年5月29日（金曜）17時まで

イ 提出書類 ①企画提案書（様式6号）

②実施体制計画書（様式7号）

③経費積算見積書（様式8号もしくは様式任意）

ウ 提出方法 電子メールに添付して本要領「10」の提出先に送信すること。
(PDF形式)

7 委託候補者の選定方法

提出された企画提案書をもとに、事業遂行能力、企画提案の内容等を精査するとともに、事業者によるプレゼンテーションにより、総合的に評価し、委託予定事業者を選定する。

なお、プレゼンテーションを行う者は、実際に本件業務を担当する者とする。

(1) 選定方法

選定委員は、以下の評価項目に沿って100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点（＝評価点）が最も高い応募者を委託候補者とする。最高得点者が複数ある場合は、内容点のうち「事業の運営体制」の点数が最も高い者を委託候補者とする。さらに「事業の運営体制」の最高得点者も複数ある場合は、「事業の企画内容」の点数が最も高い者を委託候補者とする。

(2) 選定委員会

ア 実施時期：2026年6月上旬（予定）

日時等の詳細については、参加申請者に対して後日連絡する。

イ 場所：神戸市男女共同参画センター（予定）

ウ 内容：企画提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答

(3) 評価基準：100点

ア 事業の運営方針：10点

・事業の目的、内容が十分に理解されているか。

イ 事業の運営体制：40点

・業務を確実に遂行できる運営基盤のある組織体制であるか。（10点）

・個人情報保護及び管理するための措置が講じられているか。（10点）

・困難・課題を抱える女性の相談業務についての実績が十分にあるか。（10点）

・関係団体との協力体制が十分であるか。（10点）

ウ 事業の企画内容：30点

- ・若年者や新規利用者の参加を促進するための具体的な取組内容や、相談会の開催時期・方法の設定方法など、事業の実施が効果的かつ円滑に遂行できるものとなっているか。(20点)
- ・相談者が相談しやすい工夫がなされているか。(10点)

エ 社会貢献点：5点

応募者の男女共同参画の職場づくりに関する取り組みを評価する。

※具体的な評価事項・内容は別添参照

オ 地域点：10点

- ・地元企業（神戸市内に本社がある団体）の場合（10点）
- ・準地元企業（神戸市内に支店等がある団体）の場合（5点）

カ 価格点：5点

<算出式>

$(\text{全参加申請者のうち最も低い提案価格}) / (\text{当該参加申請者の提案価格}) \times 5$

※相談会にかかる提案価格のみを対象とする。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また神戸市ホームページに掲載する。神戸市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

8 契約締結事務等に関する事項

- (1) 委託候補者の企画提案に基づき、委託候補者と神戸市との間で最終的な仕様等について協議・調整を行った上で、委託契約を締結する。
- (2) 委託候補者が辞退したり、資格を喪失したりしたときは、次点者と委託契約を締結できるものとする。

9 その他

- (1) 当該プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当該プロポーザルの終了後も返却しない。
- (3) 提出された書類は、神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるもの（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された書類は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 神戸市が指示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更、差し替え、追加提出若しくは再提出は認めない。
- (6) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新

案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負うものとする。

- (7) 参加者は、委託候補者の選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (8) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の企画提案募集への参加は無効とする。

10 提出先・問い合わせ先

神戸市地域協働局男女共同参画課（神戸市男女共同参画センター）

〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-3

電話 078-361-6977

E-mail : danjyo@city.kobe.lg.jp

【評価基準】

評価項目	内容	配点
1. 事業運営 (10点)	事業の目的、内容が十分に理解されているか。	10点
2. 事業の運営体制 (40点)	業務を確実に遂行できる運営基盤のある組織体制であるか。	10点
	個人情報保護及び管理するための措置が講じられているか。	10点
	困難・課題を変える女性の相談業務についての実績が十分にあるか。	10点
	関係団体との協力体制が十分であるか。	10点
3. 事業の企画内容 (30点)	若年者や新規利用者の参加を促進するための具体的な取組内容や、相談会の時期・場所の設定方法など、事業の実施が効果的かつ円滑に遂行できるものとなっているか。	20点
	相談者が相談しやすい工夫がなされているか。	10点
4. 社会貢献評価 (5点)	応募者の男女共同参画の職場づくりに関する取り組みを評価する。 ※具体的な評価事項・内容は別添参照	5点
5. 地域点 (10点)	地元企業（神戸市内に本社がある団体）の場合 10点 準地元企業（神戸市内に支店等がある団体）の場合 5点	10点
6. 価格点 (5点) ※相談会にかかる 提案価格のみを対象	(全参加申請者のうち最も低い提案価格) / (当該参加申請者の提案価格) × 5	5点
合計		100点

※評価項目1～3については1～5段階の評価（5：特に優れている、4：優れている、3：普通、

2：やや不十分、1：不十分）を行う。

※見積金額が契約上限額を超えている場合、価格点は算出せず、失格とする。